

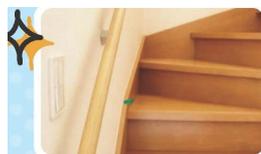


対象工事と基準

①～④のどれか1つの、居住部分に関する改修工事が対象になります。

※工事を伴わないもの、機器や家具の購入は対象外です。

メニュー	工事内容	基準
① バリアフリー 介護認定有りの方、障害者手帳をお持ちの方及びその同居者の方は申請できません	手すりの設置	手すりの設置、段差の解消等の工事については、門から玄関までの通路部分の工事も対象
	段差の解消	
	開き戸▶引き戸	開き戸を引き戸(半折、アコーディオンを含む)へ変更するもの
	和式▶洋式便所への変更	
	浴槽のまたぎ高さの低減	変更後のまたぎ高さを450mm以下とすること
④ 防災性 災害に備える	壁又は天井の防火性の向上	
	防水板の設置	建築物及び敷地の出入口に設置するもの
	屋根の軽量化	事前に耐震診断を受けている木造住宅であること 現状のlw値が1.0未満であって、改修後のlw値0.7以上に向上することが明確に示されている場合▶ 上限30万円 その他の場合
	基礎の補強	
	壁の補強	(屋根の軽量化に限り簡易診断 ^{*1} も可)▶ 上限10万円
	耐震シェルターの設置	簡易診断 ^{*1} 後、木造住宅に「東京都が安価で信頼できる木造住宅の装置として選定したもの ^{*2} 」を設置する工事 (旧耐震▶ 上限30万円 新耐震▶ 上限10万円)
感震ブレーカーの設置	分電盤タイプ(分電盤に内蔵又は接続するタイプ)で電気工事を伴うもの(コンセントタイプは対象外)	



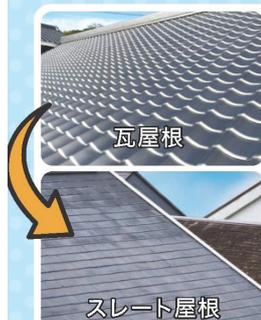
手すりの設置

最大
10
万円

ご注意

*既に契約済、工事中、工事済の場合は申請できません。

*ただし2023年度中に窓・ドアの断熱工事を行った場合は「窓・ドア断熱臨時補助金」をご覧ください。



屋根の葺き替え (軽量化)

最大
30
万円

*バリアフリー工事や防災性を高める工事についての補助は「あんしん住宅助成制度」をご覧ください。



※1 簡易診断は、日本建築防災協会が発行する「誰でもできるわが家の耐震診断」を行ってください。

※2 東京都耐震ポータルサイトにて確認できます。

ご注意

- 申請を受け付けた後、書類審査の結果、交付決定通知を送付いたします。
- 交付決定通知の日以後に契約してください。申請日より6週間以内を目安に工事を着工してください。
- 申請した年度の3月までに工事を完了し、実績報告書を提出してください。
- 市では施工業者の指定や紹介は行なっていません。
- 本助成制度は、同一の住宅について1回限りです。
- 同一の工事に対して市の他の助成制度との併用はできません。
また、既に市の他の助成制度を利用している場合には、本制度の利用が制限される場合があります。